山鹿市男女共同参画人材リスト要領

１　登録対象者

市内在住、在勤、または活動する場を有する満２０歳以上で、次のいずれかに該当する方です。

（１）　勤務先や各団体で社会活動やボランティア活動をしている方

（２）　教育、福祉、芸術、スポーツ等のあらゆる分野で何れかの専門的な知識もしくは活動実績のある方または有識者もしくは資格を有する方

（３）　市政に関心があり、地域の発展に熱意を持って貢献できる方

２　登録方法

山鹿市男女共同参画人材リスト登録書（様式第１号）を人権啓発課男女共同参画推進室へ直接持参もしくは郵送ください。

３　登録期間及び登録の更新

登録期間は、登録が完了した日からその年度の３月３１日までです。登録者から辞退の申し入れがない限り、自動的に翌年度も登録を継続します。

登録内容の変更や辞退の申し入れについては、随時受付します。

４　人材リストの管理

男女共同参画推進室が厳重に管理します。登録された情報（氏名、住所、電話番号）の提供先は庁内職員のみとし、利用する目的が下記の活用内容から外れていないか十分に確認した上で情報提供します。

５　人材リストの活用

（１）各種審議会等の委員の人選をするとき。

（２）研修会、講演会等の講師等の人選をするとき。

（３）様々な分野において人材情報の提供を求められた場合、男女共同参画社会の形成に寄与すると認められるとき。

※活用する場合には、必ず担当課から本人へ意向を事前確認します。